

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年5月11日(2006.5.11)

【公開番号】特開2005-289933(P2005-289933A)

【公開日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2005-041

【出願番号】特願2004-110139(P2004-110139)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/702 (2006.01)

A 2 3 L 1/30 (2006.01)

A 6 1 K 31/7032 (2006.01)

A 6 1 P 3/00 (2006.01)

C 0 7 H 3/06 (2006.01)

C 0 7 H 15/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/702

A 2 3 L 1/30 Z

A 6 1 K 31/7032

A 6 1 P 3/00

C 0 7 H 3/06

C 0 7 H 15/04 D

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月15日(2006.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明のアルコール吸収抑制剤によれば、これをアルコール摂取前に投与しておくことにより、アルコール摂取後の血中アルコール濃度の上昇を効果的に抑制することができる。

本発明の飲食品によれば、これをアルコール摂取前に摂取しておくことにより、アルコール摂取後の血中アルコール濃度の上昇を効果的に抑制することができる。

その結果、アルコールの摂取により生じる好ましくない症状を予防または軽減することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明のアルコール吸収抑制用飲食品の摂取形態は、アルコールの摂取前、又はアルコールの摂取時、摂取後のいずれであっても摂取することができる。尚、アルコール摂取前、特に30分前～1時間前に、本発明のアルコール吸収抑制用飲食品を摂取すれば、アルコール摂取後の血中アルコール濃度の上昇を初期段階から効果的に抑制することが可能であり、本発明によるアルコール吸収抑制効果を最大限享受することができる。この場合、アルコールの摂取時において、該アルコール吸収抑制用飲食品の有効成分が消化管内に存

在している状態であることが好ましい。

また、本発明のアルコール吸収抑制用飲食品は、有効量を一度に摂取しても良く、間隔を置いて数回に分けて摂取することもできる。数回に分けて摂取する場合は、一日の合計量が有効量となればよい。

本発明のアルコール吸収抑制用飲食品におけるラクチュロース等の含有量（有効量）は、一日に投与されるアルコール吸収抑制用飲食品に含まれているラクチュロース、マルチトール、及びラクチトールの合計量が、100mg以上、好ましくは500mg以上となるように調製されることが好ましい。また、日常の飲食品とともに摂取する形態を想定した場合、本発明のアルコール吸収抑制用飲食品に含まれるラクチュロース等の含有量（有効量）は、日常の飲食品に含まれるラクチュロース、マルチトール、又はラクチトールの含有量を考慮して適宜設定すればよく、この場合、少なくとも10mg以上となるように調製されることが好ましい。尚、前記のいずれの場合であっても、ラクチュロース等が原因による下痢等を引き起こさないためにも、一日に摂取されるラクチュロース等の合計量は20g以下とすることが好ましい。